

■ 障害者虐待防止の取組 [令和4年度より義務化]

【よくある事例】

- ・虐待防止の研修を実施していない
- ・虐待防止委員会を設置していない
- ・虐待防止のための責任者を設置していない

[確認事項]

- ・従業員へ虐待防止の研修を定期的実施して、研修内容を記録する
⇒研修は年1回以上実施する
- ・虐待防止委員会（*）を設置して体制を整備する
委員会を定期的開催して、検討結果を従業員に周知徹底する
⇒委員会は少なくとも1年に1回は開催する

（*）虐待防止委員会に求められる役割は、

- ・虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング
- ・虐待事案発生時の検証・再発防止策の検討など
- ・虐待防止の責任者を設置して責任者を明確にする

■ 身体拘束等の適正化の取組

【よくある事例】

[令和4年度より義務化]

- ・ 身体拘束適正化委員会を設置していない
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
- ・ 身体拘束等の適正化のための研修を実施していない

★身体拘束をしていない場合も下記の取組が必要

取組が適正に行われていない場合は令和5年度から1日5単位減算

[確認事項]

- ・ 身体拘束適正化委員会（*）を設置して体制を整備する
委員会を定期的開催して、検討結果を従業員に周知徹底する
⇒委員会は少なくとも1年に1回は開催する
- （*）虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針（※）を整備する
- （※）基本的な考え方、組織、職員研修、報告方法、発生時の対応など
- ・ 従業員に対し研修を定期的実施して、研修内容を記録する
⇒研修は年1回以上実施する（虐待防止研修で身体拘束等の適正化について取り扱えば実施したとみなす）

■業務継続計画（*）の策定等 [令和6年4月1日から義務化]

（*）感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

【よくある事例】

- ・業務継続計画を策定していない
- ・従業員に対して必要な研修及び訓練を実施していない

[確認事項]

- ・感染症に係る業務継続計画を策定する
⇒平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等を記載する
- ・災害に係る業務継続計画を策定する
⇒平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携等を記載する
- ・従業員に研修を実施する（年1回以上）
⇒研修では業務継続計画の具体的内容を従業員間で共有する
- ・訓練（シミュレーション）を実施する（年1回以上）
⇒業務継続計画に基づき事業所内の役割分担の確認や実践する支援の演習等を実施する

■ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

[令和6年4月1日から義務化]

【よくある事例】

- ・ 感染症の対策を検討する委員会を設置していない
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成していない
- ・ 従業員に対して研修及び訓練を実施していない

[確認事項]

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置・開催する
※構成メンバーの責任及び役割分担を明確にする・感染対策を担当する者を決める
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針（*）を整備する
（*）衛生管理、感染対策、発生時の対応、連絡体制などを明記する
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施する
⇒研修では感染対策の適切な知識の普及、衛生管理の徹底などを励行する
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練(シミュレーション)を実施する
⇒実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練を実施する